

○ 総務省告示第二百九十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十八日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

〔表略〕

〔注略〕

〔イ 略〕

(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が七一五MHzを超える七四八MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下のもの

〔表略〕

〔ウ 略〕

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

〔表略〕

〔注略〕

〔イ 略〕

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。）

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が七一五MHzを超える七四八MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下のもの

〔表略〕

〔ウ 略〕

一 〔同上〕
1 〔同上〕

(1) 〔同上〕

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

〔表同上〕

〔注同上〕

〔イ 同上〕

〔ア 同上〕

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超える七四八MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下のもの

〔表同上〕

〔ウ 同上〕

〔ア 同上〕
2 〔同上〕
(1) 〔同上〕

〔表同上〕

〔ウ 同上〕

〔ア 同上〕
2 〔同上〕
(1) 〔同上〕

〔表同上〕

〔ウ 同上〕

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

〔表同上〕

〔注同上〕

〔イ 同上〕

〔ア 同上〕

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超える七四八MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下のもの

〔表同上〕

〔ウ 同上〕

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHzの帯域幅における平均電力が（二）三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

〔イ 略〕

(2) 基地局対向器に係るもの

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が七一五MHzを超える七四八MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超える一、四六二・九MHz以下又は一、七一〇MHzを超える一、七八五MHz以下のもの

〔ア・イ 略〕

〔ウ 略〕

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

〔イ 略〕

(2) 基地局と通信を行うもの

〔ア 略〕

イ 送信する電波の周波数が七一五MHzを超える七四八MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超える一、四六二・九MHz以下又は一、七一〇MHzを超える一、七八五MHz以下のもの

〔ア・イ 略〕

〔ウ 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

二 「同上」

1 「同上」

(1) 「同上」

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

〔同上〕

〔イ 同上〕

〔ア 同上〕

〔ウ 同上〕

2 「同上」

(1) 「同上」

ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下又は九四五MHzを超える九六〇MHz以下のもの

〔同上〕

〔イ 同上〕

〔ア 同上〕

〔ウ 同上〕

3 「同上」

(2) 「同上」

イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超える七四八MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超える一、四六二・九MHz以下又は一、七一〇MHzを超える一、七八五MHz以下のもの

〔ア・イ 同上〕

〔ウ 同上〕